

掛川市条例第30号

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

掛川市長

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																											
<p>(常任委員会の名称等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議員は、<u>それぞれ一</u>の常任委員となるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>定 数</th><th>所 管 事 項</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務委員会</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>文教厚生委員会</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>環境産業委員会</td><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	定 数	所 管 事 項	総務委員会	(略)		文教厚生委員会	(略)		環境産業委員会	(略)		<p>(常任委員会の名称等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議員は、<u>少なくとも一</u>の常任委員となるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>定 数</th><th>所 管 事 項</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務委員会</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>文教厚生委員会</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>環境産業委員会</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>予算決算委員会</td><td>20人</td><td><u>予算及び決算に 関する事項</u></td></tr></tbody></table>	名 称	定 数	所 管 事 項	総務委員会	(略)		文教厚生委員会	(略)		環境産業委員会	(略)		予算決算委員会	20人	<u>予算及び決算に 関する事項</u>
名 称	定 数	所 管 事 項																										
総務委員会	(略)																											
文教厚生委員会	(略)																											
環境産業委員会	(略)																											
名 称	定 数	所 管 事 項																										
総務委員会	(略)																											
文教厚生委員会	(略)																											
環境産業委員会	(略)																											
予算決算委員会	20人	<u>予算及び決算に 関する事項</u>																										

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。